

富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果（令和7年10月分・令和7年11月分）

採取場所：水質監視槽出口

検査項目、分析項目			単位	検査結果		排水基準※1	
採取年月日			(令和年月)	10月分	11月分		
検査結果確定日			(令和年月)	07.10.30	07.12.02		
水質検査結果	有害物質	1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.01以下
		2	シアン化合物	(mg/L)	<0.1	<0.1	検出されないこと
		3	有機燐化合物	(mg/L)	<0.1	<0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	<0.005	<0.005	0.05以下
		7	総水銀※2	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	検出されないこと
		9	PCB	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
		10	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.1以下
		11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.02	<0.02	0.2以下
		13	四塩化炭素	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.02以下
	関係物質	14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.004	<0.004	0.04以下
		15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.1	<0.1	1以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.04	<0.04	0.4以下
		17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.3	<0.3	3以下
		18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.006	<0.006	0.06以下
		19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.002	<0.002	0.02以下
		20	チウラム	(mg/L)	<0.006	<0.006	0.06以下
		21	シマジン	(mg/L)	<0.003	<0.003	0.03以下
		22	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.02	<0.02	0.2以下
		23	ベンゼン	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.1以下
		24	セレン及びその化合物	(mg/L)	<0.01	<0.01	0.1以下
		25	ほう素及びその化合物	(mg/L)	3.6	3.9	230以下
		26	ふつ素及びその化合物	(mg/L)	2.3	2.5	15以下
	外	27	アンモニア等化合物※3	(mg/L)	3.1	3.4	100以下
		28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.05	<0.05	0.5以下
	有害物質以外	一	ダイオキシン類※4	(pg-TEQ/L)	0.00018	10以下	※5
		1	水素イオン濃度指数	(-)	7.5	7.4	5.0~9.0
		2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	<1	<1	10以下
		3	化学的酸素要求量	(mg/L)	5.2	4.8	10以下
		4	浮遊物質量	(mg/L)	<2	<2	20以下
		5	鉱油類含有量	(mg/L)	<2	<2	2以下
		6	動植物油脂類含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	0.5以下
		7	フェノール類含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	1以下
		8	銅含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	1以下
		9	亜鉛含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	1以下
		10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	1以下
		11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	1以下
		12	クロム含有量	(mg/L)	<0.05	<0.05	0.5以下
		13	大腸菌数	(CFU/mL)	<80	<80	800以下
		14	窒素含有量	(mg/L)	4.0	4.0	60以下
		15	燐含有量	(mg/L)	0.03	0.02	8以下

※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。

※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。

※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。

※4 検査試料採取日「令和7年7月8日」、検査結果確定日「令和7年8月1日」のものです。

※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。

※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。